

国立大学法人滋賀大学の女性活躍推進法一般事業主行動計画

本学において、女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 本学の課題

- (1) 女性の採用者、在職者に占める割合は一定水準に達しているが、管理的立場にある女性割合が低い。
- (2) 男女ともに総労働時間が多い。

3. 定量的目標

- (1) 管理職に占める女性の割合を25%以上とする。
- (2) 年次有給休暇取得率を50%以上とする。

4. 取組内容

○女性職員を対象としたキャリア意識の啓発を行う。

- ・令和8年4月～ 中堅層向けの外部研修に積極的参加を呼びかけ

○働きやすい環境の醸成やライフイベント期等にある教職員に対する支援を行う。

- ・令和8年4月～ 計画的な年休取得、定時退勤の呼びかけ等
- ・令和8年4月～ 育児、看護、介護の休暇取得の啓発や情報提供
- ・令和8年4月～ 管理職に対するワーク・ライフバランスやマネジメントに関する意識啓発、研修等の実施